

改正

平成12年9月27日規則第59号

平成13年12月3日規則第28号

平成16年3月31日規則第5号

平成17年6月30日規則第35号

平成26年3月31日規則第15号

平成27年3月31日規則第13号

平成29年1月31日規則第2号

平成30年3月30日規則第48号

平成31年3月29日規則第8号

令和元年9月27日規則第11号

令和6年3月13日規則第10号

宮崎市民プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市民プラザ条例（平成11年条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮崎市民プラザ使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

ホール・楽屋	1 リハーサルの場合 使用しようとする日（2日以上連続して使用しようとするときは、その初日をいう。以下「使用日」という。）の属する月前3月の初日から使用日前14日（楽屋にあつては、使用日）まで 2 ホールの舞台のみを使用する場合 使用日前1月から使用日前14日（楽屋にあつては、使用日）まで
--------	--

	3 リハーサルの場合及びホールの舞台のみを使用する場合以外の場合 使用日の属する月前12月の初日から使用日前14日（楽屋にあつては、使用日）まで
ギャラリー	使用日の属する月前12月の初日から使用日前7日まで
会議室・学習室・和室・練習室	1 ホール又はギャラリーの使用に伴う場合 ホール又はギャラリーの例による期間 2 ホール又はギャラリーの使用に伴う場合以外の場合 使用日の属する月前3月の初日から使用する時（使用日の午後5時以後に使用しようとするときは、使用日の午後5時）まで
備考	申請の期間の初日又は終日が条例第5条に定める休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日を当該初日又は終日とする。

（許可書の交付等）

第3条 指定管理者は、使用許可をしたときは、宮崎市民プラザ使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 許可書は、使用の際、携帯していなければならない。

（使用許可の取りやめの届出等）

第4条 使用者は、当該使用を取りやめようとするときは、宮崎市民プラザ使用取りやめ届（様式第3号）により、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、許可された事項を変更しようとするときは、宮崎市民プラザ使用許可変更申請書（様式第4号）により、速やかに指定管理者に申請しなければならない。

3 前2項に規定する届出書及び申請書には、許可書を添付しなければならない。

（附属設備等の使用料）

第5条 附属設備及び備品の使用料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用する日に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するときその他市長が特に認めるときは、使用料を後納することができる。

（使用料の納付の期日）

第6条 条例第12条の規則で定める期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。ただし、国又は地方公共団体が使用するときその他市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 次号に掲げる使用料以外の使用料 使用許可の日

(2) 超過使用料 使用する日

(使用料返還の基準)

第7条 条例第14条ただし書の規定により使用料を返還する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第14条第1号の理由に該当するとき 10割

(2) 条例第14条第2号の理由に該当するとき 次の表に定めるところによる。

1 ホール、楽屋若しくはギャラリーを使用する場合（リハサルで使用する場合又はホールの舞台のみを使用する場合を除く。）又は当該ホールの使用に伴い会議室、学習室、和室若しくは練習室を使用する場合	第4条第1項に規定する取りやめの届出が使用日前3月までにあったとき。	7割
	第4条第1項に規定する取りやめの届出が使用日前1月までにあったとき。	5割
2 1の項以外の場合	第4条第1項に規定する取りやめの届出が使用日前21日までにあったとき。	7割
	第4条第1項に規定する取りやめの届出が使用日前7日までにあったとき。	5割

(汚損等の届出)

第8条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、宮崎市民プラザ汚損等届（様式第5号）により、指定管理者に届け出なければならない。

(使用後の点検)

第9条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに指定管理者に申し出て点検を受けなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月10日から施行する。

附 則（平成12年9月27日規則第59号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年12月3日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月31日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条中宮崎市民プラザ条例施行規則第3条第1項第1号の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年6月30日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 宮崎市民プラザ条例の一部を改正する条例（平成17年条例第22号）附則第2項の規定によりその管理に関してなお従前の例によることとされる宮崎市民プラザについては、同項に定める日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により

使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年 3 月31日規則第13号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 1 月31日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成30年 3 月30日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成31年 3 月29日規則第 8 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月27日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月13日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第5条関係）

分類	品名	単位	使用料	備考
舞 台 設 備			円	
	所作台	1式	5,390	
	松羽目	1つり	510	
	平台	1台	120	
	金びょうぶ	1双	1,580	
	鳥の子びょうぶ	1双	1,280	
	地がすり	1枚	840	
	毛せん(大)	1枚	740	
	毛せん(小)	1枚	200	
	上敷	1枚	120	
	座布団	1枚	50	
	長座布団	1枚	100	
	バレエシート	1枚	500	
	大黒幕	1枚	510	
	暗転幕	1枚	690	
	しゃ幕	1枚	1,050	
	ジョーゼット幕	1式	1,040	
	音響反射板	1式	4,180	
指揮者台	1台	460	譜面台付き	

	コントラバス・チェロ奏者用椅子	1脚	100	
	開足	1台	50	
	箱足	1台	50	
	めくり立て	1台	100	
	司会者台	1台	310	
	人形立	1台	50	
	雪籠	1式	510	
	定式囲見切	1式	2,620	
	造花付き立木	1本	1,040	
	つり桜	1式	2,090	
	国旗・県旗・市旗	1枚	200	
	吊り看板	1式	510	
	ドライアイスマシン	1台	1,050	ドライアイスは、自己負担とする。
	スモークマシン	1台	1,050	
舞 台 用 照 明 設 備	サスペンションスポットライト	1台	200	0.5キロワット
	サスペンションスポットライト	1台	310	1.0キロワット
	アッパーホリゾンライト	1式	1,560	
	ローアホリゾンライト	1式	1,560	
	フットライト	1列	410	
	フロントサイドスポットライト	1台	310	
	シーリングスポットライト	1台	310	
	ピンスポットライト	1台	1,050	
	ステージスタンドスポットライト	1台	200	0.5キロワット
	ステージスタンドスポットライト	1台	310	1.0キロワット
	トーマンタルタワースポットライト	1台	310	
	タワーライト	1台	310	

	パーライト	1台	510	
	シャープエッジスポットライト	1台	510	
	LEDスポットライト	1台	200	
	LEDエリプソイダルスポットライト (単色使用)	1台	310	パターンホルダー付き
	LEDエリプソイダルスポットライト (複数色使用)	1台	630	パターンホルダー付き
	エフェクトマシン	1台	840	
	ミラーボール	1台	510	
	展示用スポットライト	1台	50	
舞 台 用 音 響 ・ 映 像 設 備	音響拡声装置	1式	3,660	
	ステージスピーカー	1式	1,050	
	はね返りスピーカー	1台	510	
	カセット式テープレコーダー	1台	510	
	CDプレーヤー	1台	510	
	追記型レコーダー	1台	1,040	
	MDプレーヤー	1台	840	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,050	
	コンデンサーマイクロホンA	1本	1,170	
	コンデンサーマイクロホンB	1本	840	
	ダイナミックマイクロホン	1本	510	
	三点式つりマイク装置	1式	840	
	可搬型音響調整卓	1式	1,580	
	効果器	1式	840	
	ライン入力設備	1回路	640	
	大型映像投影装置	1式	15,710	
	スクリーン	1式	1,050	
そ の	グランドピアノ (外国製)	1台	8,540	調律費は、自己負担とする。
	グランドピアノ (日本製)	1台	5,320	調律費は、自己負担とする。

他	ギャラリー用演台セット	1 式	310	
	ギャラリー用ステージセット	1 式	510	
	ギャラリー用音響装置	1 式	1,040	
	ギャラリー用スクリーン	1 式	150	
	ギャラリー用プロジェクター	1 式	1,040	
	上下式ホワイトボード	1 台	200	
	持込電気器具用電気設備	1 キロワ ット	200	ホールのみ
	DVDプレーヤー	1 台	840	ホール及びギャラリーのみ

備考

- この表に掲げる使用料の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る額とする。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る使用料の額はこの表に掲げる額の2倍の額とし、午前9時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る使用料の額はこの表に掲げる額の3倍の額とする。
- 超過使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、この表に掲げる使用料の額の3割相当額とする。
- 持込電気器具の定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、その端数は、1キロワットとする。

別表第2（第5条関係）

分類	品名	単位	使用料	備考
舞 台 設 備	演奏者用譜面台	1 台	50	円 ホールのみ
	ひな壇用けこみ	1 式	510	
	ひな壇用階段	1 台	100	
そ の 他	演台セット	1 式	640	
	スタンド付きスクリーン	1 台	150	
	練習室グランドピアノ	1 台	1,050	調律費は、自己負担とする。

椅子	1脚	50	
机	1脚	100	
サインスタンド	1台	50	
ホワイトボード	1台	100	
展示板	1枚	100	
レーザーポインター	1台	100	
姿見	1台	100	
DVDプレーヤー	1台	840	会議室、学習室、和室及び 練習室のみ
会議室用音響装置	1式	1,040	
練習室用音響装置	1式	1,040	
ビデオモニターセット	1式	510	
プロジェクター	1台	1,040	
ドラムセット	1式	510	
電子キーボード	1台	510	
アンプ	1台	510	
練習室用マイク	1本	100	スタンド付き

備考 この表に掲げる使用料の額は、1回の使用に係る額とする。

受付番号 _____

宮崎市民プラザ使用許可申請書（ホール用）

年 月 日

指定管理者殿

申請者	住所	-----
	団体名	-----
	代表者氏名	-----
	担当者氏名	-----
	電話番号	()

ホールの使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用日	年 月 日						
行事の名称							
行事の内容							
入場料等	区分	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 引換券 <input type="checkbox"/> 会員制度 <input type="checkbox"/> 有料					
	金額	S	A	B	C	その他	
商業宣伝、営業等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
開演時間等	区分	開場	開演	終演	備考		
	1回						
	2回						
	3回						
共催者名						入場予定人員	人
特別の施設の設置等	<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない						
施設内での販売	<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない						
施設名	使用時間 ※連続する2つ以上の区分を選ぶ際は、各区分の間の時間を含む。						
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時			
ホール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
大楽屋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
中楽屋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
小楽屋1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
小楽屋2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

許可	第 号
	年 月 日

受付番号 _____

宮崎市民プラザ使用許可申請書（ギャラリー用）

年 月 日

指定管理者殿

申請者	住所	-----
	団体名	-----
	代表者氏名	-----
	担当者氏名	-----
	電話番号	()

ギャラリーの使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用日時	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
行事の名称					
行事の内容					
入場料等	区分	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 引換券 <input type="checkbox"/> 会員制度 <input type="checkbox"/> 有料			
	金額				
商業宣伝、営業等		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
共催者名			入場予定人員 _____ 人		
特別の施設の設置等		<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない			
施設内での販売		<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない			

許可	第 _____ 号
	年 月 日

受付番号 _____

宮崎市民プラザ使用許可申請書（会議室等用）

年 月 日

指定管理者殿

申 請 者	住 所
	団 体 名
	代表者氏名
	担当者氏名 電話番号 ()

会議室等の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 日	年 月 日		
行 事 の 名 称			
行 事 の 内 容			
共 催 者 名		入場予定人員	人
特別の施設の 設 置 等	<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない		
施 設 名	使 用 時 間		
大 会 議 室	時 分	から	時 分まで
中 会 議 室	時 分	から	時 分まで
小 会 議 室 1	時 分	から	時 分まで
小 会 議 室 2	時 分	から	時 分まで
学 習 室	時 分	から	時 分まで
和 室	時 分	から	時 分まで
練 習 室 1	時 分	から	時 分まで
練 習 室 2	時 分	から	時 分まで

許 可	第 号
	年 月 日

許可番号 _____

宮崎市民プラザ使用許可書（ホール用）

年 月 日

様

指定管理者 印

ホールの使用について次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで									
行事の名称										
行事の内容										
入場料等	区分	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 引換券 <input type="checkbox"/> 会員制度 <input type="checkbox"/> 有料								
	金額	S		A		B		C		その他
商業宣伝、営業等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
開演時間等	区分	開場	開演	終演	備考					
	1回									
	2回									
	3回									
共催者名									入場予定人員	人
特別の施設の設置等	<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない									
施設内での販売	<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない									
楽屋名	使 用 時 間									
大楽屋	時	分	～	時	分					
中楽屋	時	分	～	時	分					
小楽屋1	時	分	～	時	分					
小楽屋2	時	分	～	時	分					

使用条件	
------	--

許可番号 _____

宮崎市民プラザ使用許可書（ギャラリー用）

年 月 日

様

指定管理者

印

ギャラリーの使用について次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
行事の名称	
行事の内容	
入場料等	区分 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 引換券 <input type="checkbox"/> 会員制度 <input type="checkbox"/> 有料
	金額
商業宣伝、営業等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
共催者名	入場予定人員 _____ 人
特別の施設の設置等	<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない
施設内での販売	<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない

使用条件	
------	--

宮崎市民プラザ使用許可書（会議室等用）

年 月 日

様

指定管理者

印

会議室等の使用について次のとおり許可します。

行事の名称					
行事の内容					
施設名	使		用		日 時
大会議室	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
中会議室	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
小会議室 1	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
小会議室 2	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
学習室	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
和室	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
練習室 1	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
練習室 2	年	月	日 ()	時 分から	時 分まで
共催者名				入場予定人員	人
特別の施設の設定等	<input type="checkbox"/> する () <input type="checkbox"/> しない				

使用条件	
------	--

受付番号 _____

宮崎市民プラザ使用取りやめ届

年 月 日

指定管理者殿

申請者	住 所
	団 体 名
	代表者氏名
	担当者氏名 電話番号 ()

宮崎市民プラザの使用を取りやめますので、次のとおり届け出ます。

使用日時	年 月 日 時から 時まで
使用許可	年 月 日 許可番号 ()
行事の名称	
使用施設	
使用を取りやめる理由	

注意事項 使用許可書を添付してください。

許可	年 月 日
規則	

受付番号 _____

宮崎市民プラザ使用許可変更申請書

年 月 日

指定管理者殿

申請者	住 所
	団 体 名
	代表者氏名
	担当者氏名 電話番号 ()

使用許可の変更を受けたいので、次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 時から	時まで
使用許可	年 月 日	許可番号 ()
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更をしようとする理由		
変更に伴う使用料の精算	既納使用料	
	変更後の使用料	
	差引使用料	
	追 徴 金	

注意事項 使用許可書を添付してください。

許可	年 月 日
規則	

受付番号 _____

宮崎市民プラザ汚損等届

年 月 日

指定管理者殿

申 請 者	住 所
	団 体 名
	代表者氏名
	担当者氏名 電話番号 ()

施設等を 汚損 損傷 滅失 しましたので、次のとおり届け出ます。

発 生 日 時	位置・設備等	数 量	汚損等の状態及び原因
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			

損 害 額	
内 訳	

処 理 欄
